

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第1項及び同第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下、「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下、「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定める。

令和7年3月28日

四国地方整備局長

第1 都市・地域再生等利用区域

仁淀川水系新日下川放水路で別図に示す区域

第2 都市・地域再生等占有方針

（1）占有の許可を受けることができる施設

広場、川床、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

（準則第二十二第3項第一号、第十号、第十一号）

*広場とはアスファルト舗装された高台を指し、川床とは主に放水路へ流入する水が流れるコンクリート舗装された部分を指す

（2）許可方針

1. 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
2. 占有の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため除草・清掃等を実施し、清潔の保持に努めること。
3. 占有の許可期間中に河川利用者等から占有の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。
4. 施設の使用にあたっては、その機能や稼働の支障とならないよう措置を講じること。
5. 施設の使用に対し、河川管理者から指示があった場合は、その指示に従うこと。
6. 降雨、水位、風、地震、津波等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止し、速やかに河川管理者に連絡すること。
7. 河川管理者が緊急的に施設を使用する場合は、直ちに使用を中止すること。
8. 施設の使用を中止した場合は、利用者を円滑に避難させること。
9. 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
10. 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合にはその収入

を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。

- 1 1 . 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に年 1 回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

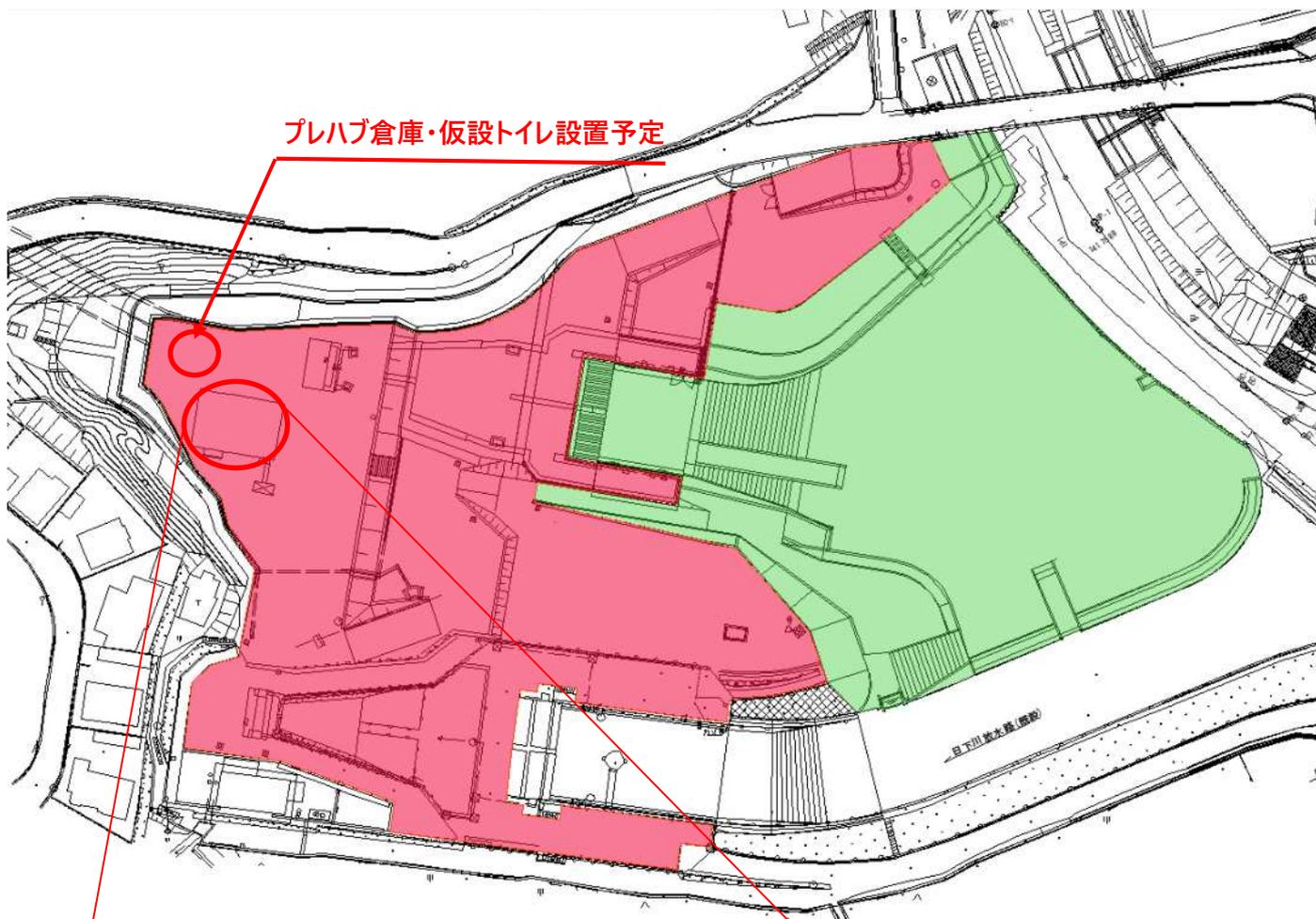
第 3 都市・地域再生等占用主体

(1) 都市・地域再生等占用主体

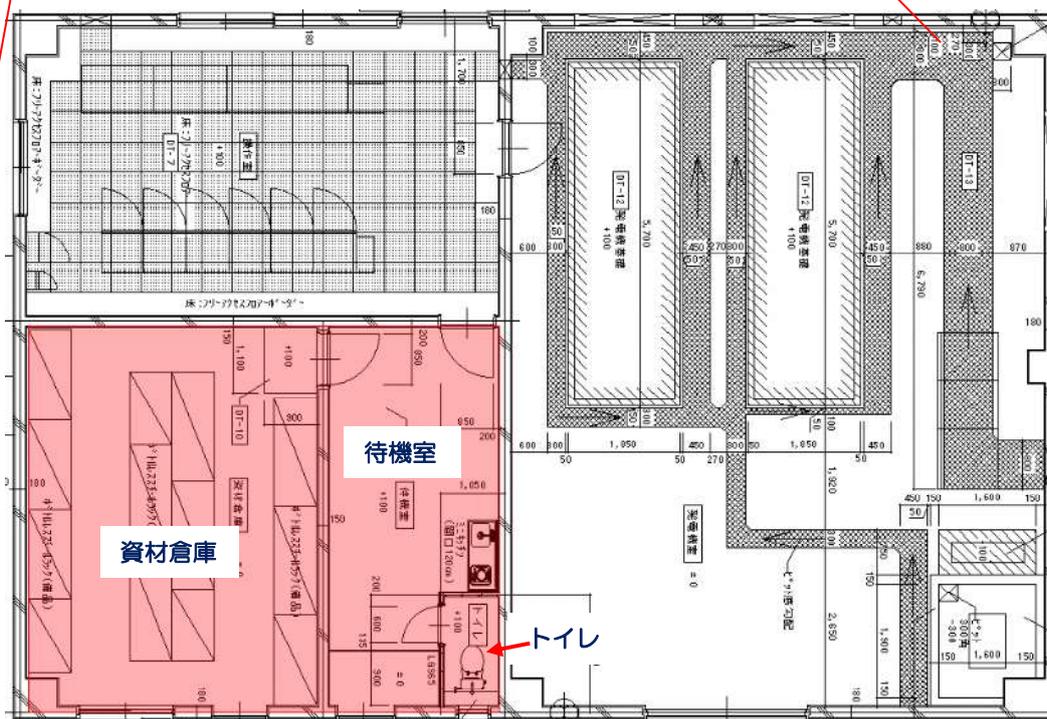
日高村（準則第二十二第 4 項第一号）

呑口導水路 広場 (赤色塗部分のアスファルト舗装された高台部分)
川床 (緑色塗部分のコンクリート舗装された水路部分)

プレハブ倉庫・仮設トイレ設置予定



新日下川放水路管理棟
(赤色塗部分：資材倉庫・待機室・トイレ (緊急時のみ))



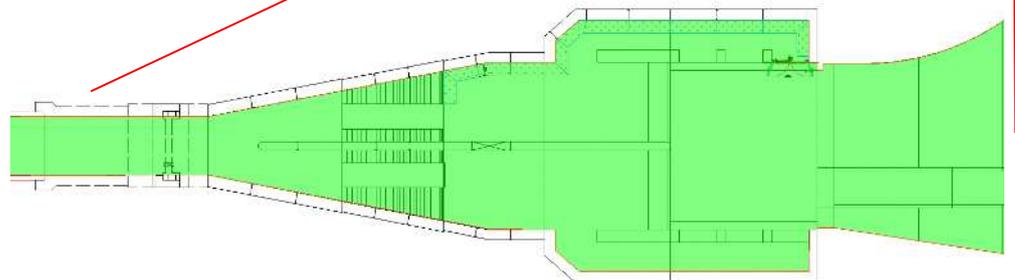
放水路呑口管理道 拡大 (緑色塗部分)



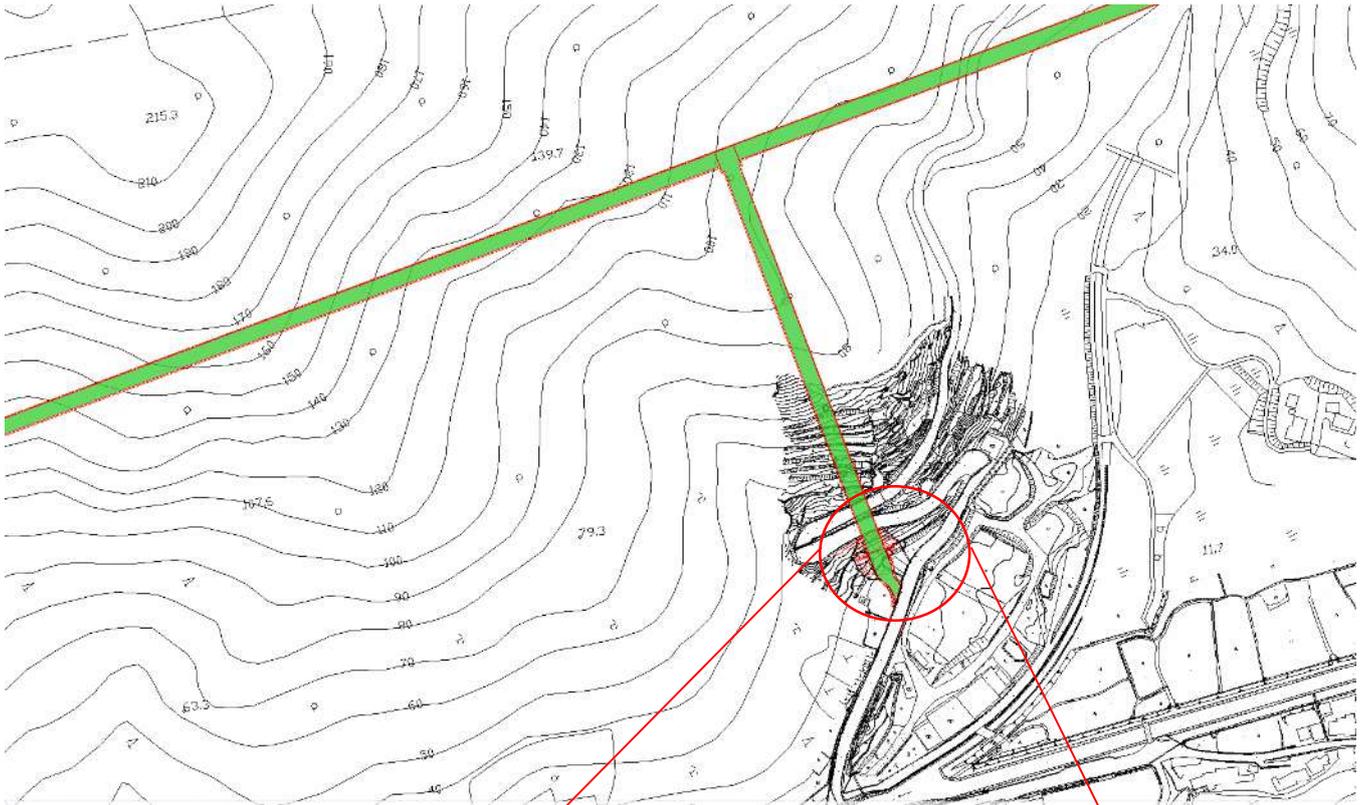
放水路呑口～呑口管理道 (緑色塗部分)



放水路呑口内部 拡大 (緑色塗部分)



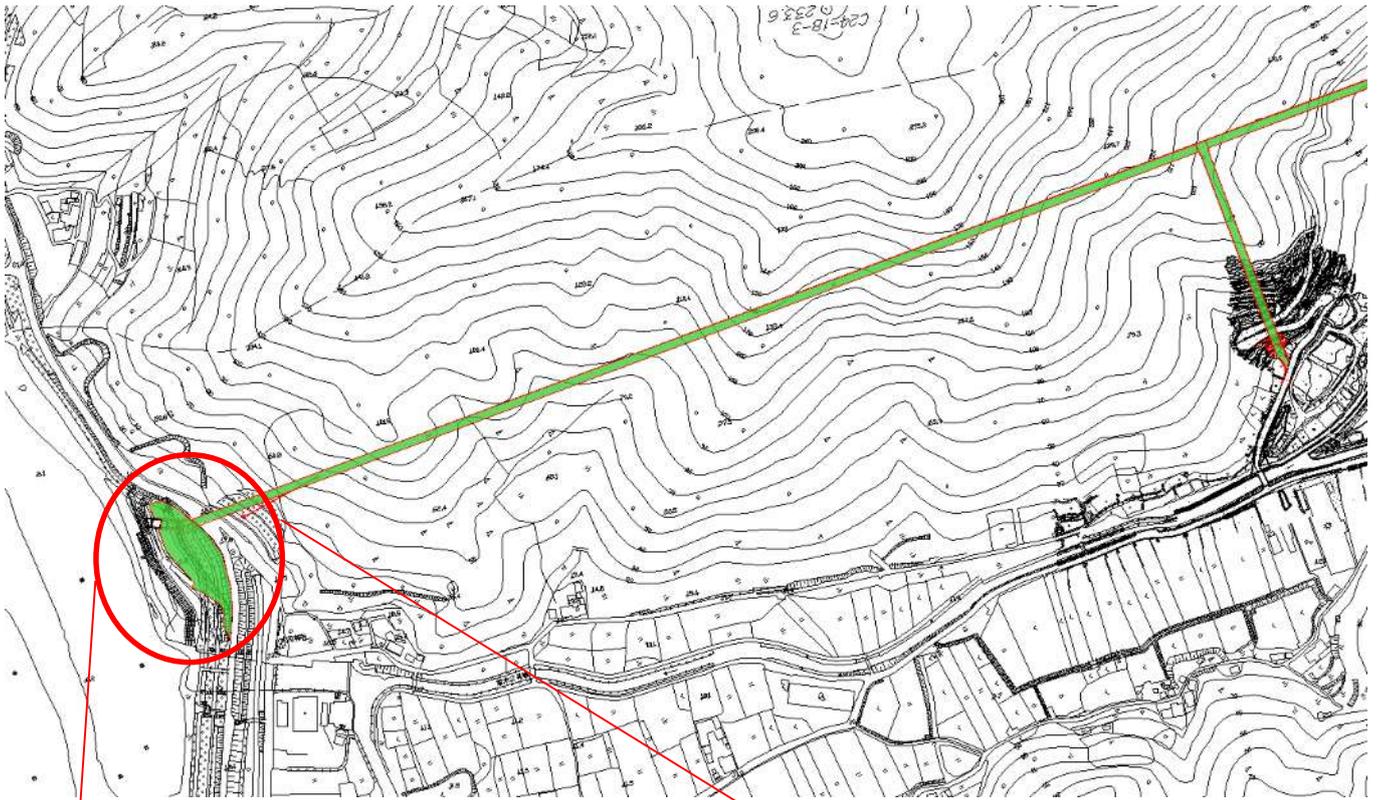
吐口管理道（綠色塗部分）



吐口管理道出口 拡大（綠色塗部分）



放水路吐口（綠色塗部分）



放水路吐口 拡大（綠色塗部分）



放水路吐口付近の水路使用イメージ 最下流部・溜水による閉塞部までトンネルクルーズで使用

